

# 濃厚接触が生じやすい職場における クラスター発生時の検査について

資料19

## 濃厚接触の生じやすい職場における幅広い検査

- ◆ 感染拡大を防止する観点から、いわゆる「**三つの密（密閉、密集、密着）**」となりやすい環境、**集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境にある職場**における**クラスター発生時の検査**については、**濃厚接触者に限らず、幅広い接触者を対象に検査**を行っていただくよう保健所をお願いしています。
  - ◆ 保健所から**受検指示があった方**については、**検査を受けるよう周知**するとともに、**検査対象者**については、**勤務時間の調整等**必要な配慮をお願い致します。
- ※ 検査対象者のうち、保健所が濃厚接触者と判断した方以外は14日間の健康観察の対象外であり、引き続き従事可能です。

## 検査対象者（幅広い接触者）の考え方

- ◆ 濃厚接触が生じやすい環境にある職場における**クラスター発生時の検査の対象者**としては、次のような方が考えられます。
  - ・ 感染者からの**物理的な距離が近い**（部屋が同一、座席が近いなど）方、物理的な距離が離れていても**接触頻度が高い方**
  - ・ 寮などで感染者と寝食や洗面浴室などの場を**共有する生活を送っている方**
  - ・ **換気が不十分、三つの密、共用設備**（食堂、休憩室、トイレ、更衣室、喫煙室など）の**感染対策が不十分**などの環境で感染者と接触した方

## 検査対象候補者の決定についての保健所への協力

- ◆ 職場でクラスターが発生した際、事業所の協力が得られれば、あらかじめ保健所が検査対象者の考え方を示した上で、**事業所の管理者**がそれに基づいて**検査対象候補者を決定**し、その**名簿を作成**することができます。
- ◆ 保健所から職場における検査対象候補者の決定について協力を求められた場合には、ご協力をお願い致します。